

入札公告

国立大学法人筑波大学において、下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 Lu-177 dotatate 治療における特別措置病室の設営・解除業務
- (2) 業務内容 詳細は仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和6年6月1日から令和7年5月31日までとする。
- (4) 業務場所 仕様書のとおり

2 仕様書、契約条項並びに入札の説明等をする日時及び場所等

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

仕様書等関係書類交付方法

仕様書等関係書類は、本公告に添付する。

問合せ先 〒305-8576 茨城県つくば天久保2丁目1番地1

国立大学法人筑波大学病院総務部管理課（担当：木村 奈津子）

電話番号 029-853-3586

3 入札書等提出期限等

- (1) 提出先 上記2の問合せ先と同じ。
- (2) 提出期限 令和6年5月10日12時00分

4 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年5月20日 10時00分
- (2) 場所 〒305-8576 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学附属病院B棟B206管理課入札室

5 入札方法

入札金額は、区分ごとの単価と予定数量を乗じて得た予定金額の総額を記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、契約にあたっては、入札書に記載された区分ごとの単価に基づき契約する。

6 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第46条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和6年度に関東・甲信越地域の「役務の提供」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (5) 仕様書記載の要件を満たすこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
免除する。
- 8 入札の無効
本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、その他国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則第15条第1項各号に掲げる入札書は無効とする。
- 9 契約書の作成
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- 10 落札者の決定方法
本契約は、価格交渉落札方式とする。
国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第53条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、その者と価格交渉を行ったうえで契約金額を決定するものとする。

以上公告する。

令和6年5月25日

国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長 平松 祐司

入札書提出の注意事項

- 1 入札書提出期限 令和6年5月10日12時00分
(郵便(書留郵便に限る。))又は宅配便(以下、「郵送等」という。)で
発送する場合には提出期限までに必着のこと)
提出場所 〒305-8576
茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課 木村
電話番号:029-853-3586
- 2 入札書は別添記載例を参考に別紙様式により作成し、直接に提出する場合は封書に入れ
密封し、その封皮には競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号)及び「5
月20日開札 Lu-177 dotatate 治療における特別措置病室の設営・解除業務の入札書在中」
と記載して提出すること。
郵送等により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「5月20日開札 Lu-177 dotatate
治療における特別措置病室の設営・解除業務の入札書在中」と記載し、中封筒の封皮には直
接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記1の提出場所宛に入札書の提出期限まで
に送付すること。なお、テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は
認めない。
- 3 いったん提出された入札書は引換え、変更、取消しをすることができない。
- 4 代理人が入札する場合は、入札時までには必ず代理委任状を一通提出すること。
- 5 入札書作成の注意
 - (1) 件名は仕様書記載のとおり省略せずに記載すること。
 - (2) 入札金額は算用数字を用いて明確に記載すること。
 - (3) 競争加入者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)を
記載し押印すること。
(ただし、代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、
その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏
名及び押印)
 - (4) 日付を必ず記載すること。
- 6 無効の入札書
入札書で次のいずれかに該当するものは、これを無効とする。
 - (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
 - (2) 件名及び入札金額のない入札書
 - (3) 競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印
のない又は判然としない入札書
 - (4) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又
は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印の
ない又は判然としない入札書(競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号
及び代表者の氏名)又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当

な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。)

- (5) 件名に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
- (8) 入札書提出期限までに到達しなかったもの
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札書

7 開札

- (1) 開札は、競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記（1）の立会職員以外の者は入場することはできない。
- (3) 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- (4) 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示すること。この場合、代理人が上記4に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出すること。
- (5) 競争加入者等は、分任契約担当役が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- (6) 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者等のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

- 8 入札書には、区分ごとの単価と予定数量を乗じて得た予定金額の総額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、契約にあたっては、入札書に記載された区分ごとの単価に基づき契約する。

- 9 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

- 10 落札決定の日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定する期日）に契約書の取り交わしをするものとする。

- 11 落札者の決定方法は、価格交渉落札方式とする。

国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第53条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、その者と価格交渉を行ったうえで契約金額を決定するものとする。

1.2 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等を下記の期日までに提出すること。

なお、本学職員から当該書類その他入札公告において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者又は代理人の負担において完全な説明をしなければならない。

(1) 競争参加資格の確認のための書類

- ・令和6年度に係る一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書

（全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し・・・・・・・・・・1部

(2) 履行できることを証明する書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・各1部

- ・作業員が、電離健康診断を受診したことを証明する書類
- ・作業員が、放射線安全教育を受講した放射線業務従事者であることを証明する書類
- ・作業員が、除染の経験を有することを証明する書類
- ・医療法の届出書を作成できる能力を有することを証明する書類

(3) その他提出書類

- ・参考見積書（項目ごとの単価が明示されたもの）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

（注）上記提出書類の他、補足資料の提出を求める場合がある。

提出期限	上記1の入札書提出期限と同じ （郵送等で発送する場合には提出期限までに必着のこと）
提出場所	上記1の提出場所と同じ

1.3 その他

(1) この契約に必要な細目は、以下によるものとする。

- ・国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>
- ・役務提供契約基準
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

(2) 添付資料

- ① 仕様書
- ② 契約書（案）
- ③ 入札書様式
- ④ 入札書記載例
- ⑤ 委任状参考例
- ⑥ 参考見積書の提出に係る留意事項について

仕様書

1. 件名

Lu-177 dotatate 治療における特別措置病室の設営・解除業務

2. 業務内容の概要

Lu-177 dotatate 投与患者の特別措置病室への入院前の養生、退院後の特別措置病室解除の補助業務

3. 業務場所

国立大学法人筑波大学附属病院 特別措置病室（B棟851室）

3. 業務期間

令和6年6月1日から令和7年5月31日までとする

4. 予定件数

特別措置病室の設営作業 20件

特別措置病室の解除作業 20件

特別措置病室の解除・設営作業（同日） 1件

5. 業務内容

本件業務については「特別措置病室に係る基準、管理・運用及び行動規範に関するマニュアル(令和4年10月版)」及び「ルテチウムオキソドトロチド(Lu-177)注射液を用いる核医学治療の適性治療マニュアル-安全管理編-」を原則として、放射線安全管理責任者及び放射線安全管理担当者(以下、放射線安全管理責任者等という。)の指示のもと作業を実施する。

5-1 設営業務

- ① 本作業に関わる備品をC棟1階核医学準備室から8階特別措置病室へ移動する。
 - ・ 畜尿容器遮蔽体2台（各畜尿容器遮蔽体にそれぞれ畜尿ボトル3個セットする）、鉛シート4枚、鉛衝立2台、粘着ポリろ紙1巻、養生資材
- ② 特別措置病室内に指定範囲の養生を実施する。

【トイレ】

- ① 扉・床面は粘着ポリろ紙・壁面はマスキングにて養生する。
- ② 畜尿容器遮蔽体も養生する。
- ③ 粘着ポリろ紙の末端部分は壁面-床面の余剰分は養生テープにより固定する。
- ④ 壁面の養生範囲(高さ)は床面から1m程度の位置とする。

※その他作業時に必要と判断した範囲も追加で養生する。

※トイレ内の手洗い・ウォッシュレットのボタンなどの養生の有無(患者様使用禁止とするかなど)については協議とする。

【病室・ベッド】

- ① ベッド周辺・通路の床面を粘着ポリろ紙にて養生する。
- ② ベッドの前後に鉛衝立を設置し、下部には鉛シートを2枚重ねにして敷く。
- ③ ベッドは、シーツを剥がし、粘着ポリろ紙にて養生し、シーツを元に戻す。
- ④ 粘着ポリろ紙の末端部分は養生テープにより固定する。

※その他作業時に必要と判断した範囲も追加で養生する。

【病室・洗面所周辺】

- ① 洗面台(内側・裏側)についても養生する。

※その他作業時に必要と判断した範囲も追加で養生する。

6-2 解除業務

【トイレ・病室・ベッド・洗面所周辺】

- ① 測定器や運搬容器、本作業に関わる備品をC棟1階核医学準備室からB棟8階特別措置病室へ移動する。
- ② 患者の退出後、特別措置病室内トイレの蓄尿ボトルを指定の運搬容器へ封入し、C棟1階核医学準備室へ移動する。移動させる際に蓄尿ボトルに尿があった場合、蓄尿ボトル内に凝固剤を導入する。
- ③ 患者の退出後、患者が使用した衣服やスリッパ、病室内汚染の恐れがある箇所について測定を実施する。

※本作業開始前の測定は、患者退出時と同時に放射線安全管理責任者等が行う。

- ④ 病室トイレ内養生の撤去、汚染箇所の除染をする。汚染基準は、放射線安全管理責任者等と別途協議する。特に指定のない場合は、医療法施行規則別表第5に掲げる濃度の1/10以下(4Bq/cm²以下)になるように除染を実施する。
- ⑤ 汚染物の分別は、汚染基準に基づき一般廃棄物と放射性廃棄物に分別する。なお、汚染基準については放射線安全管理責任者等と別途協議する。特に指定のない場合は、医療法施行規則別表第5に掲げる濃度の1/10以下(4Bq/cm²以下)を基準に判定する。
- ⑥ 特別措置病室からC棟1階核医学準備室に廃棄物、測定器等を移動する。
- ⑦ 本作業に関わる備品をB棟8階特別措置病室からC棟1階核医学準備室へ移動する。
・蓄尿容器遮蔽体2台、鉛シート4枚、鉛衝立2台、資材
- ⑧ 治療の都合上、設営業務と同日実施する場合がある。

7. 検 収

請負者は、業務を完了した時は、その都度発注者の検査を受けるものとする。

8. 提出書類

サービスレポート 1部

9. 特記事項

- ① 運搬容器、測定器、資材（粘着ポリろ紙・畜尿ボトル・除染用具など）については請負者が準備することとする。
- ② 患者退出に係る退出基準を満たしていることの確認は本業務には含まない。
- ③ 患者退出時の持ち出し物品、所持品についての汚染検査、除染は本業務に含まない。
- ④ 汚染検査及び除染後に当該病室が汚染されていないことを確認でき、一時的な管理区域の解除を行った後の、通常の清掃業務については本業務に含まない。
- ⑤ 除染が困難かつ、医療用放射性汚染物として搬出が困難な汚染が発見された場合は、直ちに放射線安全管理責任者等に報告の上、その指示に従うものとする。

10. その他

- ① 作業員は、電離健康診断を受診し、放射線安全教育を受講した放射線業務従事者とし、作業に着手する際はガラスバッジを装着すること。
- ② 作業員の着用するガラスバッジは請負者で準備すること。
- ③ 除染の経験を有すること。
- ④ 設営解除業務の開始時間は、検査の都合上変更される可能性があるため、協議の上、決定するものとする。
- ⑤ 医療法の届出書を作成できる能力を有すること。
また、特別措置病室を変更する場合、変更する病室の遮へい計算を請負者が行うこと。
- ⑥ 本仕様書に明記なき事項については、発注者請負者で協議の上、決定するものとする。
- ⑦ 本契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。なお、本仕様書に記載のないもの及び、作業を実施する際には、本学職員と十分な事前打合せを行うものとする。

請負契約書(案)

件名 Lu-177 dotatate 治療における特別措置病室の設営・解除業務
請負単価 別紙のとおり

発注者 国立大学法人筑波大学 分任契約担当役 附属病院長 平松 祐司(以下「甲」という。)と請負者(以下「乙」という。)との間において上記の件名(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で次の条項により請負契約を結ぶものとする。

消費税額及び地方消費税額(以下「消費税等」という。)は消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。なお、消費税等については、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等は変動後の税率により計算し、代金額を決定するものとする。

第1条 乙は、別紙の仕様書に基づいて善良な管理者の注意をもって、誠実に業務を履行するものとする。

第2条 業務は、国立大学法人筑波大学附属病院B棟B851特別措置室において行うものとする。

第3条 契約期間は、令和6年6月1日から令和7年5月31日までとする。

第4条 請負代金は、業務履行毎に支払うものとし、当該業務履行確認後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。

第5条 請負代金の請求書は、国立大学法人筑波大学病院総務部管理課に送付するものとする。

第6条 乙は、業務において故意また重大な過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。又、損害賠償額については甲乙協議して定めるものとする。

第7条 契約保証金は、免除する。

第8条 業務は、いかなる理由があっても中断してはならない。

第9条 甲は、乙がこの契約について次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 乙の責に帰すべき理由により、業務の履行の見込みが無いと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がなく、業務を履行しないとき。

(3) 前に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 乙は、前各号のいずれかに該当したときは、甲の請求に基づき、契約解除日の翌日から期間満了日まで相当する契約金額の10分の1に相当する違約金を、甲の指定する期間内に甲に支払うものとする。

第10条 甲は、甲の事業計画の変更に伴ってこの契約を解除しようとするときは、乙に対し1か月前までに文書をもって通知するものとする。

第11条 乙は、この契約書及び仕様書の定めるもののほか、業務に必要な諸法令等を遵守しなければならない。

第12条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)並びに国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則(令和4年法人規則第17号)に基づき、次の事

項を遵守するものとする。

- (1) 乙は、個人情報を経営上の目的以外に利用してはならない。また、業務上知り得た個人情報について第三者に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。
 - (2) 乙は、業務履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理状況についての検査に関する事項その他必要な事項について、書面で甲に提出しなければならない。これらを変更した場合も同様とする。
 - (3) 乙は、事前に甲の承諾を得た場合に限り、委託業務を第三者に再委託（再委託先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下この条において同じ。）することができる。この場合において、乙は、当該委託業務を遂行する能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。
 - (4) 乙は、前号に基づき甲の承認を得ようとする場合には、再委託の内容、再委託先、その他再委託先における管理方法等を書面で甲に提出しなければならない。
 - (5) 乙は、個人情報の複製、転記等を行ってはならない。ただし、業務履行上やむを得ず複製、転記等を行う必要がある場合は、甲に使用目的、期間終了時の破棄状況の形態を申請し許可を得るものとする。
 - (6) 業務履行の目的で利用（使用）する個人情報について、乙の管理責任の下で個人情報が流出した場合は、発生時の状況説明、経過、対応等について、速やかに甲に報告するものとする。
 - (7) 乙は、業務に係る甲側の個人情報について、委託業務終了時において消去するものとする。また、媒体物については、返却するものとし、個人情報を消去したことについて、書面で甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、乙が前項に規定する義務に違反した場合には、契約を解除することができるものとし、乙に重大な過失があったと認められる場合には、乙は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
 - 3 甲は、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等やその量等に応じて、乙の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況について、少なくとも業務履行期間中に1回以上（複数年契約の場合は年1回以上）、原則として実地検査により確認するものとする。
 - 4 第1項第3号の規定により乙から再委託を受けた者は、乙が履行すべき義務と同等の義務を負うものとする。乙は、その旨明記した書面を、乙及び再委託を受けた者との連名で甲に提出するものとする。
 - 5 前項の規定は、乙から再委託を受けた者が再々委託する場合について準用する。
- 第13条 この契約に定めるもののほか、必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。
- 第14条 この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、両者協議により、これを解決するものとする。
- 第15条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和6年 月 日

甲 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長 平松 祐司

乙

作業内容	金額（税込）	うち消費税額及び地方消費税額
特別措置病室の設営作業	円	円
特別措置病室の解除作業	円	円
特別措置病室の解除・設営作業	円	円

※治療がキャンセルとなった場合の金額については、状況に合わせて甲乙間において協議して定めるものとする。

様式34
入札書様式

入 札 書

件 名 Lu-177 dotatate治療における特別措置病室の設営・解除業務

入札金額 金 円也（内訳は別紙のとおり）

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾のうえ、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人
筑波大学 御中

競争加入者
住 所
会 社 名
代表者氏名

印

項目	見込み件数	単位	単価	入札金額
特別措置病室の設営作業	20	件		
特別措置病室の解除作業	20	件		
特別措置病室の解除・設営作業	1	件		
合計				

様式 3 4

記載例 1 (代理人が入札する場合)

入 札 書

件 名 Lu-177 dotatate治療における特別措置病室の設営・解除業務

入札金額 金 円也 (内訳は別紙のとおり)

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾のうえ、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人
筑波大学 御中

競争加入者

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇

代表者の押印は不要

代理人

〇〇〇〇株式会社
〇〇支店長 〇 〇 〇 〇 印

又は
代理人 〇 〇 〇 〇 印

様式 3 4

記載例 2 (復代理人が入札する場合)

入 札 書

件 名 Lu-177 dotatate治療における特別措置病室の設営・解除業務

入札金額 金 円也 (内訳は別紙のとおり)

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾のうえ、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人
筑 波 大 学 御中

競争加入者

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇

復代理人 〇 〇 〇 〇 印

代表者の押印は不要

項目	見込み件数	単位	単価	入札金額
特別措置病室の設営作業	20	件	〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇
特別措置病室の解除作業	20	件	〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇
特別措置病室の解除・設営作業	1	件	〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇
合計				〇〇〇, 〇〇〇

様式 35-2 (開札用)

参考例 1 (社員等が入札の都度競争加入者の代理人となる場合)

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

委任者 (競争加入者)

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

私は、〇〇 〇〇を代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

件名：Lu-177 dotatate治療における特別措置病室の設営・解除業務

- 委任事項
- 令和 年 月 日筑波大学において行われる上記一般競争入札の開札立合及び再度入札に関する件
 - 令和 年 月 日提出期限の上記一般競争入札の入札書作成に関する件 (※注1)

受任者 (代理人) 使用印鑑



- (注) 1 事前に提出する入札書を代理人 (入札書記載例 1 の社員等) が作成する場合は、委任事項 2 が必要となる。競争加入者 (代表者) 又は代理人 (入札書記載例 1 の支店長等) が作成する場合は、委任事項 2 は削除すること。
- 2 これは参考例 (様式及び記載内容) であり、必要に応じ適宜追加・修正等 (委任者が任意の様式で作成するものを含む。) があっても差し支えないこと。

様式35-2 (開札)

参考例3 (支店等の社員等が入札の都度競争加入者の復代理人となる場合)

委任状

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

委任者 (競争加入者の代理人)

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇〇〇株式会社

〇〇支店長 〇 〇 〇 〇 印

私は、〇 〇 〇 〇を〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇 〇 〇 〇 (競争加入者) の復代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

件名：Lu-177 dotatate治療における特別措置病室の設営・解除業務

- 委任事項
- 令和 年 月 日筑波大学において行われる上記一般競争入札の開札立合及び再度入札に関する件
 - 令和 年 月 日提出期限の上記一般競争入札の入札書作成に関する件 (※注2)

受任者 (競争加入者の復代理人) 使用印鑑



- (注) 1 この場合、競争加入者からの代理委任状 (復代理人の選任に関する委任が含まれていること。) が提出されることが必要であること。(参考例2を参照)
- 2 事前に提出する入札書を復代理人 (入札書記載例2) が作成する場合は、委任事項2が必要となる。競争加入者 (代表者) 又は代理人 (入札書記載例1) が作成する場合は、委任事項2は削除すること。
- 3 これは参考例 (様式及び記載内容) であり、必要に応じ適宜追加・修正等 (委任者が任意の様式で作成するものを含む。) があっても差し支えないこと。

【参考見積書の提出に係る留意事項】

提出していただく見積書は、応札希望者から本学の契約事務の一環として市場調査するために提出していただく書類です。

したがって、見積書に記載する価格は安易に契約不可能な価格を記載することがないように、且つ、見積書と応札価格に極端な乖離が生じないように仕様書の内容を十分に精査したうえで価格を記入し提出願います。

また、応札価格は提出された見積書の価格と同価又はそれ以下となるよう応札願います。万が一、応札価格が見積書の価格よりも高くなるような事態が生じた場合には、本学の適正な契約手続を妨害した不誠実な行為として、取引停止措置を講じる場合があります。

本学で取引停止措置を講じた場合には、他の国立大学法人や国の関係機関（以下、「国立大学法人等」という。）にその情報が通知されますので、その情報を受けた国立大学法人等においても取引停止措置を講じる場合があることを認識願います。